

秋田市長 穂積 志 様

秋田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 柴田 一 宏

保有個人情報不存在による不開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年12月13日付け福総特第28号で諮問のありました事案について、
下記のとおり答申します。

記

1 当審査会の結論

秋田市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月10日付け介保第289号により、審査請求人の「平成27年9月、10月、11月、12月、平成28年1月の介護プラン5か月分」（以下「5か月分介護プラン」という。）の開示請求に対して行った不存在による不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求に至るまでの経緯

(1) 審査請求人は、平成28年7月29日付けで秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、実施機関に対し、5か月分介護プランについて、保有個人情報の開示請求を行った。

(2) 実施機関は、当該開示請求に対し、平成28年8月10日付け介保第289号で条例第17条第2項の規定により本件処分をし、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成28年10月21日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

なお、本件審査請求に関する一切の権限は、審査請求人の代理人（以下「審査請求人代理人」という。）に委任されている。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、開示するとの裁決を求める。」というものである。

(2) 審査請求の理由

本件処分に係る審査請求の理由として、審査請求人が主張している内容の趣旨は、審査請求書、意見書および口頭による意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件処分は、5か月分介護プランを、秋田市が「作成又は収集していないため」開示しないとすものであるが、秋田市は、介護施設等に対して管理・指導する立場であり、〇〇〇（以下「本件施設」という。）から5か月分介護プランを入手した上で開示することができると考えられるから、「作成又は収集していないため」という理由は不適切である。

4 実施機関の主張

(1) 主張の趣旨

主張の趣旨は、「本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。」というものである。

(2) 主張の内容

実施機関が主張している本件処分の理由の趣旨は、弁明書、意見書および口頭による意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

施設等が適切な介護サービスを提供していないおそれがある場合は、市が施設等に介護プランを提出させて内容を検討することがあり、介護プランを保有することもあり得るが、基本的には数万人分にもわたる全介護プランを、常に保険者である市が保有することはなく、開示請求の対象である5か月分介護プランについても市では収集および保存していないものである。

また、審査請求書の記載には「秋田市は中核都市によって特養サービスに対する管理、指導的立場と考えるに」とあるが、これは秋田市長が介護老人福祉施設に対する介護保険法所定の指導監督権限を有するという趣旨であると考ええる。「当事者へプラン提供するべく市の指導忠告のもと開示請求できるものと判断する」との主張においては、秋田市が公文書として保有していない文書についても、秋田市が介護保険法上認められた権能を行使して入手した上で開示すべきと主張しているものと解される。

しかしながら、条例第11条第1項では、開示を請求することができる個人情報、実施機関が保有している個人情報であるとされており、請求に応じて他者から文書を入手してまで保有し開示することまで求めているものではない。よって、審査請求人の請求理由は妥当とはいえない。

5 当審査会の判断

(1) 本件請求保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、1に記載のとおり、5か月分介護プランである。

(2) 条例上の開示義務等について

条例第2条第3号では、保有個人情報は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号。）第2条第2項に規定する公文書に記録されているものに限るとしている。

ここでいう公文書とは、開示請求がなされた際に、実施機関が現に保有しているものであると認められることから、請求に応じて他者から文書入手し、保有した上で開示すべき制度とまでは解されない。

(3) 5か月分介護プランに関する公文書の存在について

実施機関は、5か月分介護プランを保有していない理由を、原則として施設等は市へ介護プランを提出する必要がなく、適切な介護サービスが提供されていないおそれがある場合のみ、施設等に介護プランを提出させ、市が保有することもあるが、本件施設には提出させていない旨説明している。また、介護認定を受けている数万人にもわたる全介護プランを常に保険者である市が保有することはない旨の説明もあり、これらの主張には特段不合理な点は認められない。

また、実施機関は「本件処分の後に、保険者としての監督責任から本件施設へ赴き適正な介護プランであるかを確認した」と陳述しているが、このことから実施機関には5か月分介護プランは存在していないものといえる。

(4) まとめ

以上のことから、実施機関が、平成28年8月10日付け介保第289号により、審査請求人に対して行った本件処分は妥当である。

6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成28年12月13日	実施機関から諮問書を受付
平成28年12月26日	審議
平成29年 1月31日	審査請求人代理人から意見書を受付
平成29年 2月 2日	審議、審査請求人代理人および実施機関から意見聴取
平成29年 3月24日	実施機関から反論意見書を受付
平成29年 3月28日	審議、実施機関から意見聴取
平成29年 5月 8日	審査請求人代理人から追加意見書を受付
平成29年 6月 5日	審議
平成29年 6月30日	実施機関から追加意見書を受付

平成29年 7月12日	審議
平成29年 7月28日	審査請求人代理人から意見書を受付
平成29年 8月23日	審議
平成29年 9月 7日	審議
平成29年 9月 7日	答申

7 審査会委員の回避について

本件の調査審議については、櫻庭清委員から、審査請求人および審査請求人代理人との間に利害関係があると疑われるおそれがあるため、審議を回避したい旨の申出があった。

当審査会では、審議の公平性および中立性に疑義を受けないようにという櫻庭委員の意思を尊重し、この申出を全員一致で認めたものである。

したがって、櫻庭委員は本件事案の調査審議には参加していない。

(審議委員)

柴田一宏会長、天野博子委員、上田晴彦委員、中澤俊輔委員、藤盛節子委員、古谷薫委員